

第6条（返金規定）

甲の紹介により採用された者が、自己都合により早期退職した場合、甲は受領した手数料の一部を以下の基準で乙に返金するものとする。ただし、乙の責に帰すべき事由（解雇、労働条件相違等）による退職は対象外とする。

離職時期	比率
0～3 ヶ月	100%
4～6 ヶ月	50%
7～12 ヶ月	10%

第7条（秘密保持）

甲および乙は、本業務を通じて知り得た候補者の個人情報および相手方の営業秘密を、第三者に漏洩してはならない。本契約終了後も同様とする。

第8条（反社会的勢力の排除）

甲および乙は、自らまたは自らの役員が反社会的勢力ではないことを表明し、保証する。

第9条（契約期間）

本契約の有効期間は、締結日から1年間とする。ただし、期間満了の1ヶ月前までにいずれからも解約の申出がない場合は、同一条件で1年間更新されるものとする。

令和●年●月●日

名称： 株式会社近畿予防医学研究所
甲 所在地： 滋賀県湖城が丘 19-9
代表者： 広田 周一印

印

名称：
乙 所在地：
代表者：

印